

令和4年7月22日

【照会先】

職業安定局雇用保険課

課長 尾田 進

課長補佐 伏木 崇人

(代表電話)03(5253)1111(内線 5752)

(直通電話)03(3502)6771

報道関係者 各位

雇用保険の基本手当日額の変更

～8月1日(月)から実施～

厚生労働省は、8月1日(月)から雇用保険の「基本手当日額」を変更します。

雇用保険の基本手当は、労働者が離職した場合に、失業中の生活を心配することなく再就職活動できるよう支給するものです。「基本手当日額」は、離職前の賃金を基に算出した1日当たりの支給額をいい、給付日数は離職理由や年齢などに応じて決められています。

今回の変更は、令和3年度の平均給与額が令和2年度と比べて約1.11%上昇したこと及び最低賃金日額の適用に伴うものです。具体的な変更内容は以下のとおりです。

【具体的な変更内容】

1 基本手当日額の最高額の引上げ

基本手当日額の最高額は、年齢ごとに以下のようになります。

- | | | | | |
|--------------|--------|---|---------------|--------|
| ① 60歳以上65歳未満 | 7,096円 | → | <u>7,177円</u> | (+81円) |
| ② 45歳以上60歳未満 | 8,265円 | → | <u>8,355円</u> | (+90円) |
| ③ 30歳以上45歳未満 | 7,510円 | → | <u>7,595円</u> | (+85円) |
| ④ 30歳未満 | 6,760円 | → | <u>6,835円</u> | (+75円) |

2 基本手当日額の最低額の引上げ

2,061円 → 2,125円 (+64円)

※ 基本手当日額の算定基礎となる賃金日額の最高額、最低額等について、毎年度の平均給与額の変動に応じて変更していますが、これにより変更した最低額が、最低賃金日額(地域別最低賃金の全国加重平均額に20を乗じて7で除して得た額)を下回る場合は、最低賃金日額を最低額とすることとされています(雇用保険法第18条第3項及び同法施行規則第28条の5)。

令和4年8月1日以降の基本手当日額の最低額については、最低賃金日額に、基本手当の給付率80%を乗じて計算しています。

(計算式)

930円(令和4年4月1日時点での地域別最低賃金の全国加重平均額)×20÷7×0.8
=2,125円

変更の詳細については別添資料をご覧ください。

賃金日額等の改正前後の金額について

① 基本手当の日額の算定の基礎となる賃金日額の範囲等の変更

(1) 基本手当の日額の最高額及び最低額

	現 行	変 更 後
最高額	受給資格に係る離職の日における年齢に応じ、次のとおり。	
	① 60歳以上65歳未満 7, 0 9 6 円	→ 7, 1 7 7 円
	② 45歳以上60歳未満 8, 2 6 5 円	→ 8, 3 5 5 円
	③ 30歳以上45歳未満 7, 5 1 0 円	→ 7, 5 9 5 円
	④ 30歳未満 6, 7 6 0 円	→ 6, 8 3 5 円
最低額	2, 0 6 1 円	→ 2, 1 2 5 円

(2) 基本手当の日額の算定に当たって80%を乗ずる賃金日額の範囲、80%から50%までの範囲で遡減する率を乗ずる賃金日額の範囲及び50%を乗ずる賃金日額の範囲

→ 別添2のとおり引き上げられる。

(例)

賃金日額が6,000円である60歳未満の受給資格者に係る基本手当の日額

(現行)

(変更後)

4, 5 4 4 円 → 4, 5 6 2 円

賃金日額が9,000円である60歳未満の受給資格者に係る基本手当の日額

(現行)

(変更後)

5, 7 0 3 円 → 5, 7 4 1 円

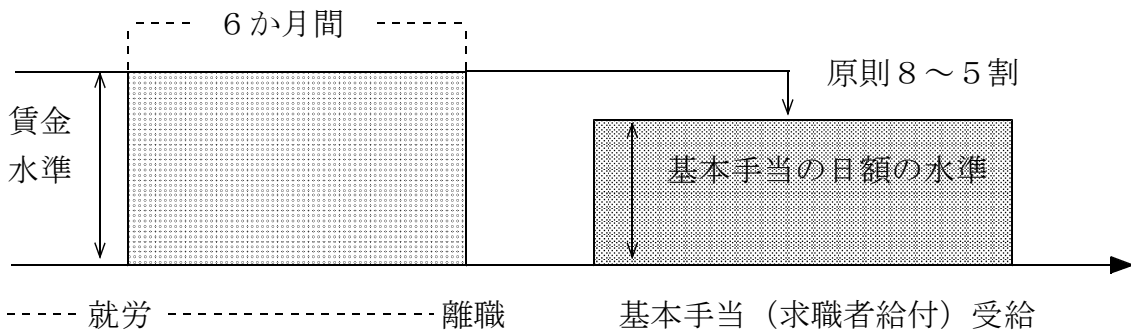
※ 賃金日額と基本手当の日額の関係

- ① 基本手当（求職者給付）の1日当たりの支給額を基本手当の日額という。
- ② 基本手当の日額については、離職前6か月間の平均賃金額を基に計算され、この離職前6か月間における1日当たりの平均賃金額を賃金日額という。
- ③ 基本手当の日額は、


賃金日額×給付率（80～50%）

賃金水準が低いほど高い給付率となる。
具体的な給付率は、別添2参照。

となる。



○ 1日当たりの  の額：賃金日額

○ 1日当たりの  の額：基本手当の日額

2 失業期間中に自己の労働による収入がある場合の基本手当の減額の算定に係る控除額（※）の引上げ

令和4年8月1日以後、

1,296円 → 1,310円 と引き上げられる。

（例）賃金日額7,000円、基本手当の日額5,037円の者（60歳未満）が、失業の認定に係る期間（28日間）中に2日間内職し、内職により6,000円を得た場合の認定期間（28日分）の基本手当の支給額1日当たりの減額分は、

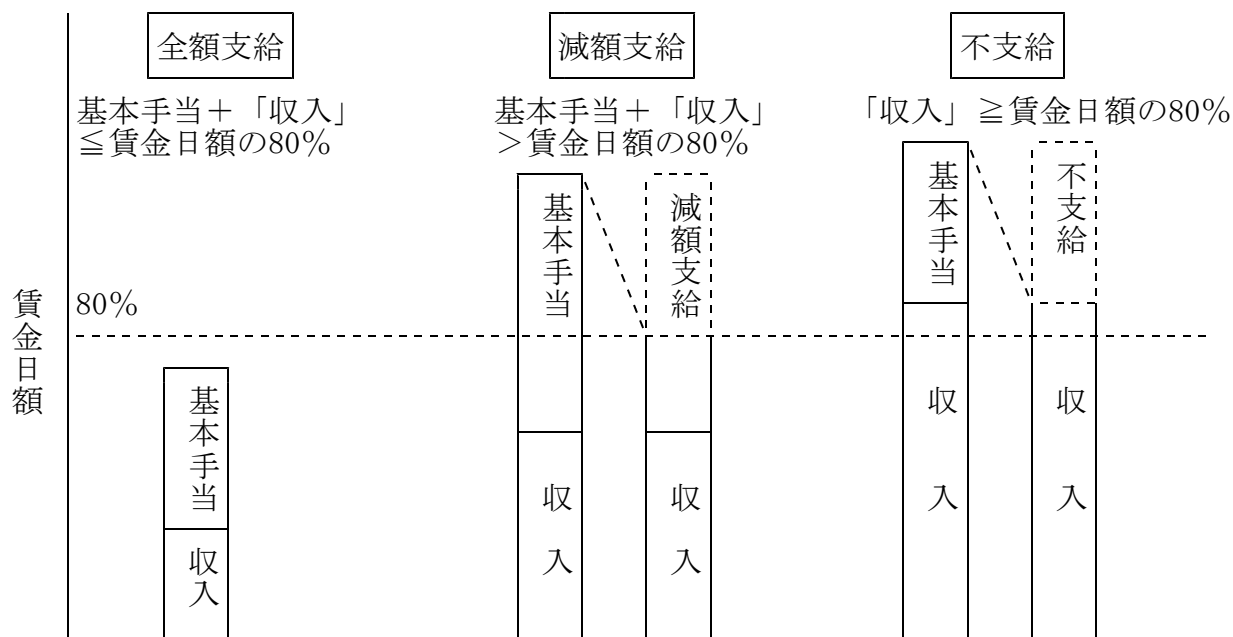
$$[(6,000円/2 - 1,310円) + 5,037円] - 7,000円 \times 80\% = 1,127円$$

基本手当の支給額は、

$$5,037円 \times (28日 - 2日) + (5,037円 - 1,127円) \times 2日 = 138,782円$$

※ 控除額とは、

- ① 失業の認定に係る期間中に自己の労働によって収入を得た場合、1日あたりの収入から控除額を控除した額と基本手当の日額との合計額が賃金日額の80%相当額を超えるとき、当該超える額のみだけ基本手当の日額は減額される。
- ② 上記収入から控除額を控除した額が賃金日額の80%相当額以上であるときは、基本手当は支給されない。



（注）1 「収入」 = 「収入の1日分に相当する額」 - 1,310円（令和4年8月～）

2 説明図中の「基本手当」とは「基本手当の日額」のことである。

3 高年齢雇用継続給付の算定に係る支給限度額（※）の引上げ

令和4年8月1日以後、

360,584円 → 364,595円 と引き上げられる。

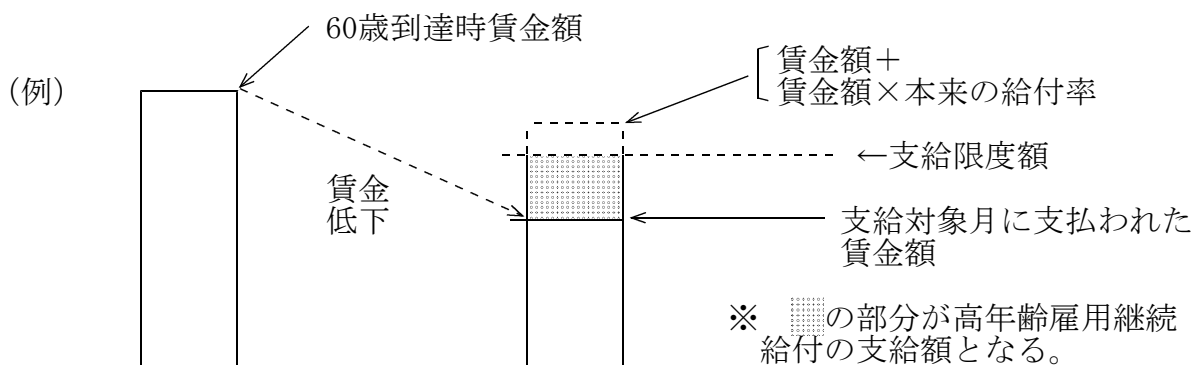
※ 支給限度額とは、

① 支給対象月に支払われた賃金の額が支給限度額以上であるときは、高年齢雇用継続給付は支給されない。

② 支給対象月に支払われた賃金の額と高年齢雇用継続給付との合計額が支給限度額を超えるときは、

$$(\text{支給限度額}) - (\text{支給対象月に支払われた賃金の額})$$

が高年齢雇用継続給付の支給額となる。

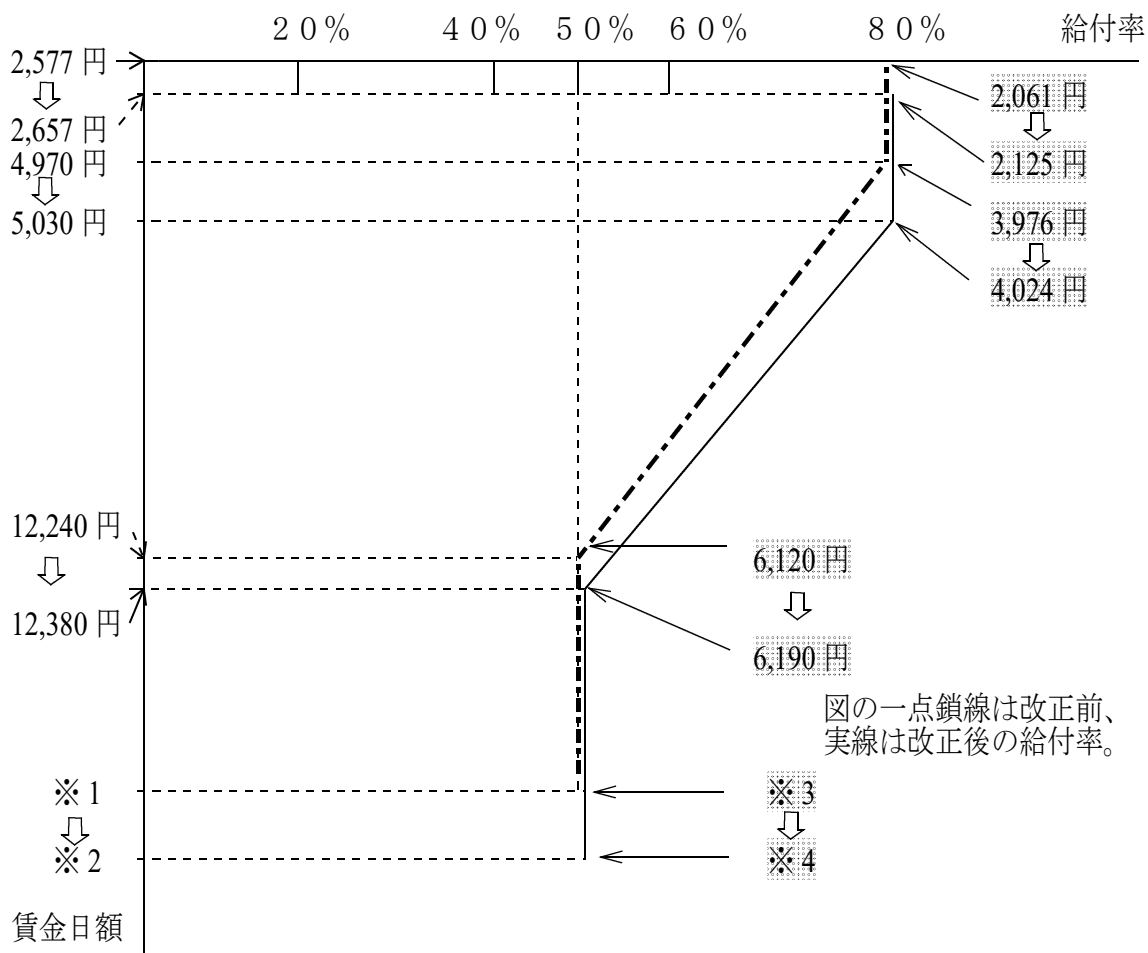


(令和 4 年 8 月 1 日変更)

基本手当の給付率新旧比較図

1 60歳未満の受給資格者に係る給付率

*右側の網かけ数値は、基本手当日額

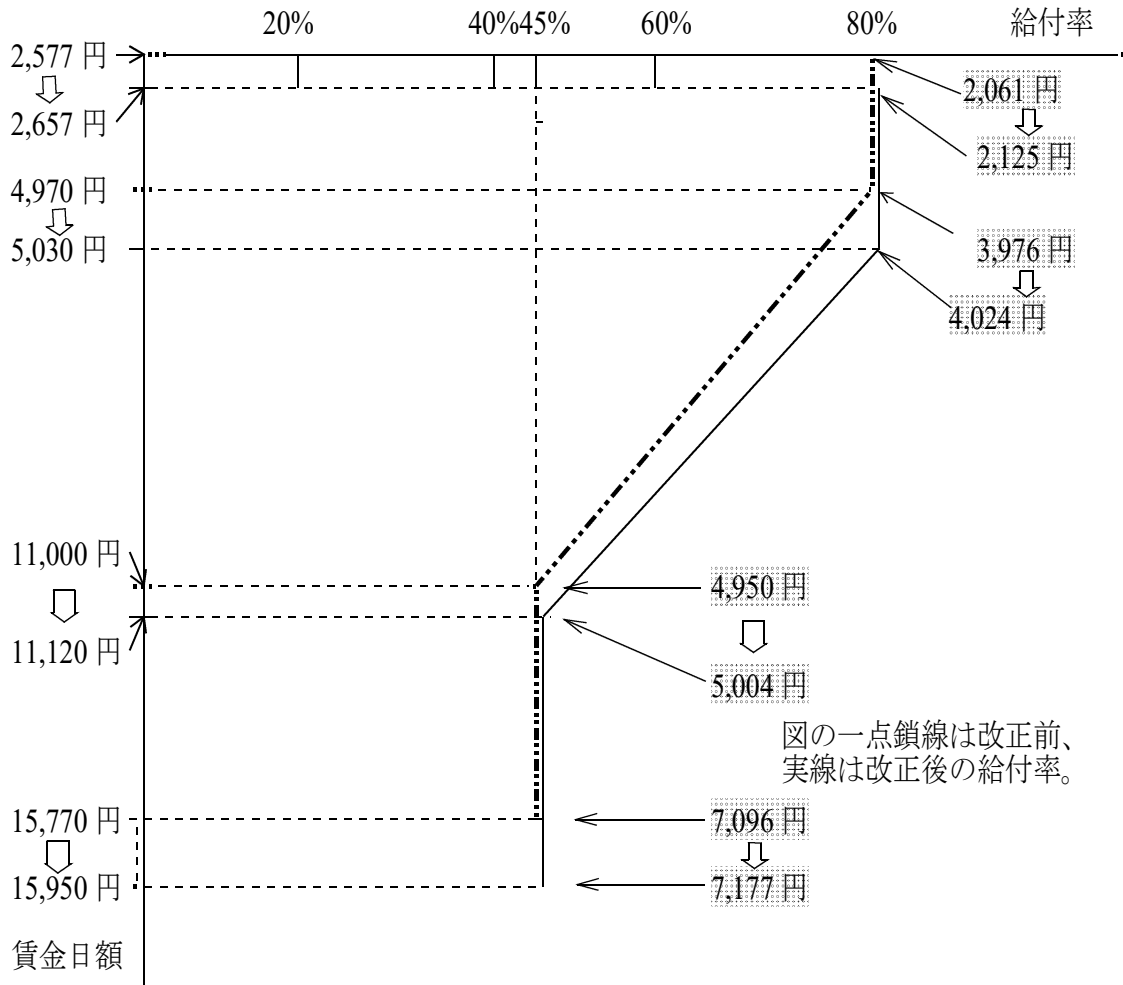


(注) ※1 及び※2 の賃金日額の上限額並びに※3 及び※4 の基本手当日額の上限額については、年齢階層により、次のとおりとなっている。

	賃金日額 ※1	賃金日額 ※2	基本手当 日額※3	基本手当 日額※4
30歳未満	13,520 円	13,670 円	6,760 円	6,835 円
30歳以上45歳未満	15,020 円	15,190 円	7,510 円	7,595 円
45歳以上60歳未満	16,530 円	16,710 円	8,265 円	8,355 円

2 60歳以上65歳未満の受給資格者に係る給付率

*右側の網かけ数値は、基本手当日額



基本手当日額の計算式及び金額(令和4年8月1日～)

1. 基準日において30歳以上45歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額(w)	基本手当日額(y)
2,657円以上5,030円未満	$y = 0.8w$
5,030円以上12,380円以下	$y = 0.8w - 0.3\{(w - 5030) / (12380 - 5030)\}w$
12,380円超 15,190円以下	$y = 0.5w$
15,190円超	$y = 7,595$

2. 基準日において45歳以上60歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額(w)	基本手当日額(y)
2,657円以上5,030円未満	$y = 0.8w$
5,030円以上12,380円以下	$y = 0.8w - 0.3\{(w - 5030) / (12380 - 5030)\}w$
12,380円超 16,710円以下	$y = 0.5w$
16,710円超	$y = 8,355$

3. 基準日において60歳以上65歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額(w)	基本手当日額(y)
2,657円以上5,030円未満	$y = 0.8w$
5,030円以上11,120円以下	$\begin{cases} y = 0.8w - 0.35\{(w - 5030) / (11120 - 5030)\}w \\ y = 0.05w + (11120 \times 0.4) \end{cases}$ のいずれか低い方の額
11,120円超 15,950円以下	$y = 0.45w$
15,950円超	$y = 7,177$

4. 基準日において30歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額(w)	基本手当日額(y)
2,657円以上5,030円未満	$y = 0.8w$
5,030円以上12,380円以下	$y = 0.8w - 0.3\{(w - 5030) / (12380 - 5030)\}w$
12,380円超 13,670円以下	$y = 0.5w$
13,670円超	$y = 6,835$

(注)1 基準日とは、受給資格に係る離職の日をいう。

2 端数処理については、1円未満を切り捨てる。

平均給与額の対前年度比率の算定

	令和2年度毎勤平均定期給与額	令和3年度毎勤平均定期給与額
4月	340,493	342,960
5月	330,340	336,915
6月	333,540	339,293
7月	334,885	340,520
8月	334,109	337,835
9月	336,600	339,143
10月	340,030	341,789
11月	339,346	341,585
12月	339,920	342,277
1月	336,646	340,336
2月	337,719	341,518
3月	341,012	345,462
年度計	4,044,640	4,089,633
平均	337,053	340,803

増減率

1.011124105